



2018年1月30日

## 単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、2018年1月30日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更について

##### (1) 変更の理由

当行株式の流動性向上および個人投資家の方々をはじめとする投資家層の拡大を図るため。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更する。

##### (3) 変更予定日

2018年4月1日（日）

(ご参考) 2018年4月1日をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 定款変更の理由

上記の単元株式数変更によるものです。

##### (2) 定款変更の内容

現行	変更後
(単元株式数) 第8条 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当銀行の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

##### (3) 効力発生日

2018年4月1日（日）

#### 3. 株主優待制度について

株主優待制度は、1,000株以上を保有する株主さまに対して現在実施しておりますが、単元株式数の変更後につきましても1,000株以上の基準を継続いたします。

以 上